

周知表示混同惹起行為

1 不正競争行為

不正競争防止法（以下「法」という。）は、①他人の周知な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用すること、又は②その商品等表示を使用した商品を譲渡等することにより、自己の商品・営業と他人の商品・営業とを混同させる行為を不正競争としています（法2条1項1号）

商品等表示とは、商品の出所や営業主体を示す表示をいい、人の業務に係る氏名、称号、商標などをいいます。商品には無体物も含まれます（東京高判平成5年12月24日判時1505号136頁）。

周知とは、日本において需要者の間に広く認識されていることをいい、商品・役務の性質、種類、需要者層、取引態様など様々な事情を考慮して総合的に判断されます。需要者とは、商品等の取引の相手方をいい、最終需要者までの取引業者も含まれます。

2 水際規制

他人に周知商品等表示を使用されて営業上の利益を侵害されている者は、税関長に対し、同一又は類似の商品等表示を使用した商品の輸出入について差止めの手立てができる余地があります。要件等の詳細については、「模倣品被害・係争対策室」をご参照ください。

模倣品被害・係争対策室：https://www.harakenzo.com/jpn/im_ex/

3 民事上の措置

他人に周知商品等表示を使用されて営業上の利益を侵害されている者（以下「請求人」と呼びます。）が提訴する場合と、被疑不正競争者が提訴場合があります。

（1）請求人が提訴する場合

請求人は、ア差止、イ廃棄等請求、ウ損害賠償、エその他の請求をするために、以下の各事実について主張立証責任を負います。

ア. 差止請求（法3条）

①ある商品等表示が、請求人の商品等表示として需要者に周知であること。

商品等表示の帰属主体は、自らの責任と判断において主体的に商品等表示を付した商品を市場で流通させ、商品の出所等について信用を蓄積し、当該表示に化体された信用の主体として需要者に認識されるに至った者です。

②被疑不正競争者が、上記①と同一もしくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引き渡しのために

展示し、輸出入し、もしくは電気通信回線を通じて提供していること。

類似性は、商品表示については商標の類似性、商品形態等の意匠的な商品等表示については意匠の類似性の判断に準じることが多いです（最判昭59年5月29日民集38巻7号920頁、東京高判平成13年12月26日判時1788号103頁）。

③上記②により、被疑不正競争者の商品が請求人の商品と混同を生じるおそれがあること。

混同のおそれについては、取引者および需要者を基準に、商品等表示の周知性・識別力、類似性、商品・営業の類似性等を総合考慮して判断されます。

④上記②により、請求人の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

イ. 廃棄等請求（法3条）

請求人は、差止請求と併せて、侵害行為を組成した物の廃棄や、侵害行為に供した設備の除去等必要な請求ができます。

ウ. 損害賠償請求（法4条、5条）

差止請求と併せて請求する場合、上記「ア①～④」に加え、以下の主張立証が必要です。損害賠償のみの場合、上記「ア①～③」に加え、以下の主張立証が必要です。

⑤被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、損害が発生したこと。

⑥被疑不正競争者に故意又は過失があること。

⑦損害の額。

法5条に定める事実を主張立証すれば、損害額が推定されます。

エ. その他の請求

故意又は過失による被疑不正競争者の不正競争行為により営業上の信用を侵害された場合、その信用を回復するのに必要な措置を求める請求ができます（法14条）。

また、下記（2）イウの行為がある場合、請求人の商品・営業と混同防止のための表示措置を講じるよう請求できます（法19条2項）。

（2）抗弁

被疑不正競争者が抗弁を主張する場合、当該事実につき主張立証責任を負います。下記の抗弁は一例です。

ア. 普通名称・慣用表示（法 19 条 1 項 1 号）

被疑不正競争者が普通名称（商品・営業の一般的な名称として使用されているもの）や慣用表示（取引者間において一般に慣習上使用されている表示）を普通に用いられる方法で使用等している場合、請求人の請求は認められません。

①被疑不正競争者の使用する商品等表示が普通名称又は慣用表示であること。

ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称で普通名称となったことは再抗弁と考えられます。

②被疑不正競争者が普通名称又は慣用表示を普通に用いられる方法で使用、表示、又はその使用もしくは表示をした商品を譲渡等していること。

普通に用いられる方法とは使用態様が一般取引上普通に行われる程度です。

イ. 不正目的なき自己氏名の使用（法 19 条 1 項 2 号）

被疑不正競争者が自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等）なく使用し、又はその使用した商品を譲渡等する場合、請求人の請求は認められません。

①自己の氏名を使用、又は使用した商品を譲渡等していること。

②不正の目的がないこと。

ウ. 不正目的なき先使用（法 19 条 1 項 3 号）

請求人の商品等表示が周知になる前から、被疑不正競争者が同一又は類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を不正の目的なく使用した商品を譲渡等する場合、請求人の請求は認められません。また、当該被疑不正競争者の業務を承継した者が、その商品等表示を不正の目的なく使用し、又はその商品等表示を不正の目的なく使用した商品を譲渡等する場合も同様です。

①請求人の商品等表示が周知になる前から継続して同一又は類似の商品等表示をしている被疑不正競争者であること、又はその業務の承継人であること。

②上記①の商品等表示を使用した商品を譲渡等していること。

③不正の目的がないこと。

エ. 並行輸入

並行輸入について判示したフレッドペリー事件（最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 卷 2 号 125 頁）に準じて、以下の主張が認められた場合、請求人の請求は認められません。

①当該周知商品等表示が、外国における周知商品等表示の主体又は同人から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること。

②当該外国における商品等表示の主体と日本の主体とが同一であること、又は法律
的もしくは経済的に同一人と同視し得る関係があることにより、当該商品等表示
が日本の表示と同一の出所を表示するものであること。

法律的に同視し得る関係とは親子会社や総販売代理店の関係をいう。経済的に
同視し得る関係とは同一の企業グループなど密接な関係を有することをいう。

③当該商品と、日本の商品等表示の主体が登録商標を付した商品とが、当該表示の
保証する品質において実施的に差異がないこと。

オ. 許諾

請求人から、当該商品等表示の使用等の許諾を受けていること。

(3) 被疑不正競争者が提訴する場合

差止請求権や損害賠償請求権の不存在確認の訴えが考えられます。

4 刑事罰

(1) 不正の目的をもって、①他人の周知な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使
用すること、又は②その商品等表示を譲渡等することにより、自己の商品・営業と他
人の商品・営業とを混同させる行為を行った者は5年以下の懲役もしくは500万円以
下の罰金に処され、又は併科されます(法21条2項1号)。

また、商品・役務について、原産地や品質等について誤認させるような虚偽の表示
をした者も、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処され、又は併科されま
す(同項5号)。

(2) 法人の代表者、法人もしくは人の代理人や従業者等が、法人や人の業務に関し上記
犯罪を行った場合は、その行為者に加え、法人も3億円以下の罰金が科されます(法
22条1項3号)。

以上